

牛のBSE予防対策について

平成16年8月18日

農林水産省 消費・安全局

BSEのリスク管理対策について

■ 農場から食卓まで

- 検疫
- 飼料規制
- 死亡牛検査
- 全頭検査
- 特定部位除去

まん延防止

安全確保

BSEの発生と原因究明

■ 英国におけるBSEの発生

- 1986年以降18万頭以上に発生
- 異常プリオントンタンパク質を含む肉骨粉の牛への投与が原因

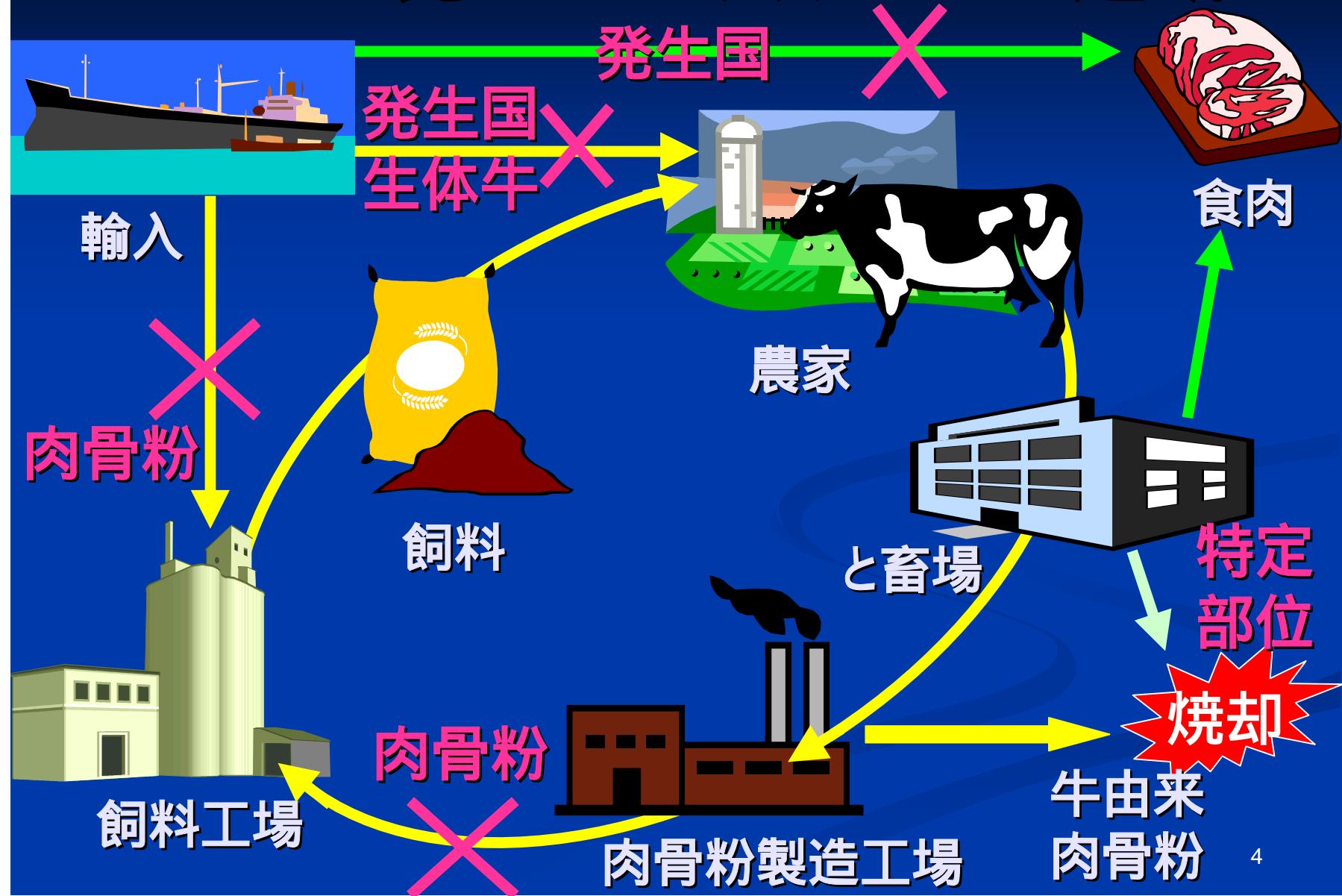
■ 日本におけるBSEの発生

- 1~7、10、11頭目(平成7年12月~平成8年4月生まれ)
- 8、9頭目(平成13年10月、平成14年1月生まれ)

■ 原因究明

- BSE疫学検討チーム報告書(平成15年9月)
**牛用飼料への製造・輸送段階での
肉骨粉の意図しない混入による感染の可能性**

BSEの発生サイクルとその遮断



飼料規制の基本的考え方

- BSEの感染源となりうるもの
の飼料利用の規制
 - 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止
- 牛用飼料とその他の飼料の分離
 - 牛用飼料とその他の飼料の
交差汚染防止のために、
飼料の製造、保管、輸送等を分離

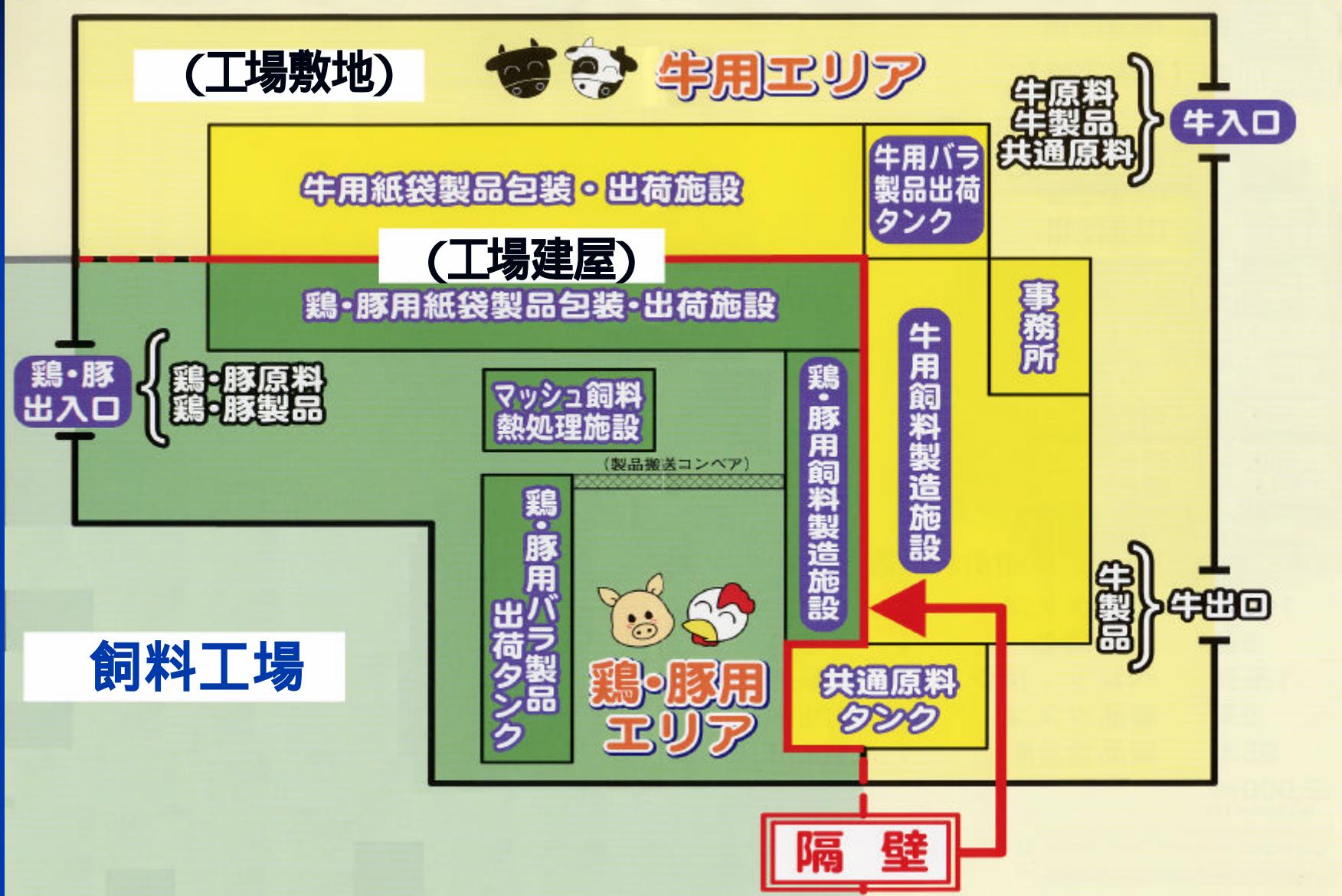
飼料原料の規制状況

	由来	飼料			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉、獸脂かす	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×	×	×	×
チキンミール(鶏由来肉骨粉)	鶏	×			
フェザーミール(羽毛加工物)					
動物性油脂 (肉骨粉製造時に発生する油脂)	牛	×			

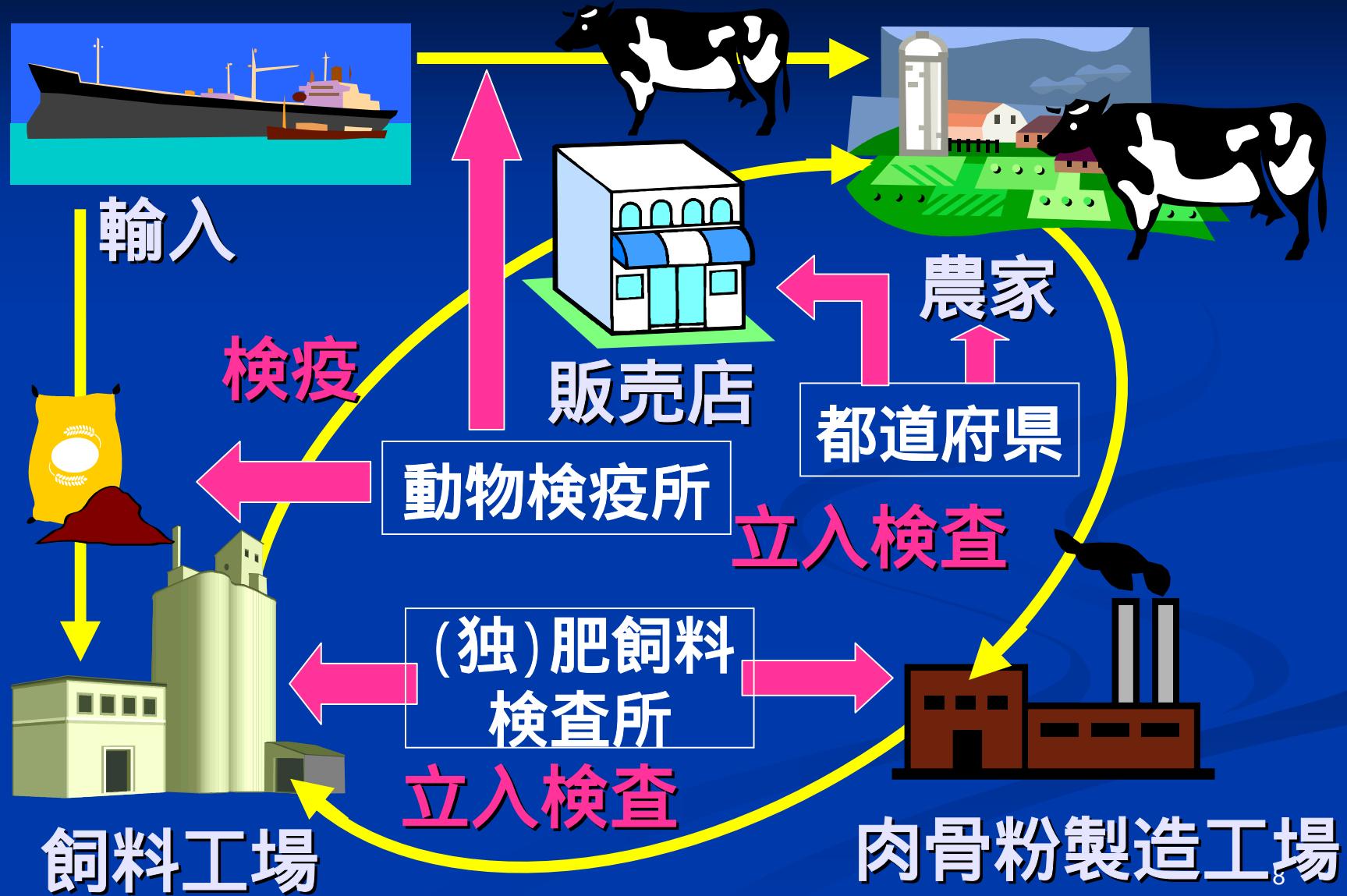
× : 飼料利用不可、

: 飼料利用可⁶

牛用飼料と豚・鶏飼料のライン分離(飼料工場)



飼料のチェック体制



BSE検査

	と畜場	農場
目的	安全な牛肉の供給 (公衆衛生)	BSEのまん延防止 (家畜衛生)
対象	食用目的でと殺される 全ての牛 (全頭検査)	と畜場へ出荷されない牛 (死亡牛・中枢神経症状等 が疑われる牛)
検査方法	エライザ法による スクリーニング	ウエスタンプロット法、 免疫組織化学的検査、 病理組織学的検査 による確定診断

BSE サーベイランスの結果

高
↑
リスク
↓
低

	検査された牛の数		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
中枢神経症状等が 疑われる牛	132 (1)	420	3,248
BSE 感染牛の 同居牛	236	139	266
死亡牛 (24ヶ月齢以上)	801	3,755	44,897 (1)
何らかの臨床症状 を示した牛	1,851	2,973 (3)	6,266 (1)
臨床症状を 示さない牛	521,740 (2)	1,250,838 (1)	1,246,364 (2)

() 内は陽性頭数

主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	全て	一部 (成牛2万頭)	30ヶ月齢以上の牛全て
	神経症状牛など	全て	一部 (30ヶ月齢以上 20~27万頭)	24ヶ月齢以上の牛全て
	死亡牛	24ヶ月齢以上の牛全て	24ヶ月齢以上の牛全て	24ヶ月齢以上の牛全て
飼料規制		反すう動物由来のもの	反すう動物由来のもの	反すう動物由来のもの
 		 	 	 
反すう動物 豚・鶏		反すう動物 豚・鶏	反すう動物 豚・鶏	反すう動物 豚・鶏

牛トレーサビリティ制度の概要



牛(生産・と畜段階) 平成15年12月1日から

個体識別番号:耳標に印字

出生
輸入 → 転入・転出
(死亡) → とさつ

届出(個体識別台帳に記録)

目的1
BSE発生時の迅速な追溯
調査

BSEのまん延防止

牛肉(流通段階) 平成16年12月1日から

個体識別番号:表示・伝達

枝肉 → 部分肉 → 精肉など

帳簿に記録

目的2
国産牛肉に関する生産情報
の提供

消費者の信頼確保

BSEのリスク管理

飼料規制

飼料原料の給与規制



検疫

肉骨粉等の
全ての国から
の輸入停止

肉骨粉等

農場



死亡牛



家畜保健衛生所

BSEに関する検査

- ・と畜場での全頭検査
- ・24か月齢以上の死亡牛検査

トレーサビリティ

- ・BSEのまん延防止
- ・国産牛肉で問題が生じた際の原因究明

食肉



検査陰性の牛
からの肉等の
みが流通

特定部位は
焼却

全頭検査・ 特定部位除去

- ・と畜場での全頭検査
(13年10月18日～)
- ・特定部位の除去